

# 事業評価書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号）により新設された規制

平成24年3月  
国家公安委員会・警察庁

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号）により新設された規制

### 1 評価の対象とした政策

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第35条の4第2項は、接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為を政令で定めることとし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第15条の2各号が当該重大な不正行為を定めているところ、営業に関して行われる人身取引事犯等の防止を図るため、その営業停止事由となる重大な不正行為に、刑法、労働基準法等に規定されている人身取引に関する罪等を追加し、これらの罪に当たる違法な行為を犯した者に対しても、当該営業の停止を命ずることができることとした。

### 2 評価の観点

人身取引に関する罪等を接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為に追加したことで、人身取引のブローカー等を接客業務受託営業の営業主体から排除できているかを有効性の観点から評価する。また、営業停止事由となる重大な不正行為の追加により事業者等に発生する負担が過大となっていないか、得られる効果と比較して効率性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### ア 効果の把握の手法

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号。以下「改正令」という。）により追加された重大な不正行為を行ったことによる接客業務受託営業の営業停止処分件数を把握する。

#### イ 結果

改正令の施行日（平成18年5月1日）から23年までの間、改正令により追加された重大な不正行為を行ったことによる接客業務受託営業の営業停止処分は無かった。

なお、13年から23年までの人身取引事犯の被害者の就労形態は以下のとおりである。

## 人身取引事犯（注）の被害者の就労形態

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
売春婦	(統計無し)		4	7	3	2	1	5	10	3	16
ホステス			37	63	113	56	41	27	7	27	8
ストリップ嬢			39	4	0	0	0	0	0	0	0
ファッションヘルス嬢			3	3	1	0	1	2	0	1	1
その他			0	0	0	0	0	2	0	6	0
計	65	55	83	77	117	58	43	36	17	37	25

平成12年以前の統計は無い。

(平成24年3月保安課作成)

(注) 人身取引の過程で行われた犯罪をいう。「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(平成12年採択)第3条(a)による。)

#### 4 評価の結果

改正令の施行日(平成18年5月1日)から23年までの間、接客業務受託営業を営む者が人身取引に関する罪等に当たる行為をして営業停止処分を受けた事例は無かった。これについては、前記3イのとおり、人身取引事犯の風俗営業、性風俗関連営業に関連する被害者数は、本規制を講じた平成18年以降、おおむね減少傾向にあることから、接客業務受託営業を営む者がこれらの罪等を犯すことを抑止する効果を上げている可能性はある。しかし、現時点において当該規制の有効性及び効率性について十分に検証できるまでには至っていない。

#### 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

なし

#### 7 評価を実施した時期

平成18年5月から23年12月までの間

#### 8 政策所管課

保安課